

筑西広域市町村圏事務組合表彰条例

昭和56年8月20日

条例第7号

改正 昭和63年3月24日条例第3号 平成18年3月30日条例第1号
平成19年2月27日条例第1号 平成21年2月27日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、組合の自治の振興、公益の増進、福祉の充実等につき功労又は善行のあった者の表彰等について定めるものとする。

(被表彰者)

第2条 次の各号の一に該当する者について、この条例により管理者がこれを表彰する。

- (1) 管理者及び副管理者の職にあって、8年以上在職した者
- (2) 組合議員の職にあって、6年以上在職した者
- (3) 組合管内の産業、衛生、土木、防火、慈善事業、その他公共のために尽くし、特に功労顕著となる者
- (4) 組合に対し、100万円以上の金品を寄附した者

(感謝状)

第3条 管理者は、前条に規定する被表彰者以外の者で次の各号の一に該当し、組合に功労があると認められる者に対し、感謝状を授与することができる。

- (1) 管理者及び副管理者の職にあった者
- (2) 組合議員の職にあった者
- (3) 組合に対し、多額の金品の寄附若しくは、慈善事業等に功労顕著なる者

(在職年数の計算)

第4条 前条の在職年数は、次の各号により計算する。

- (1) 在職年数は、就職の日からこれを起算し、退職又は死亡の日をもって終わる。
- (2) 1か月に満たない端数は、1か月とする。
- (3) 在職年数の中断した者は合算する。

(表彰審査委員会)

第5条 この条例による表彰の適正を期するため、表彰審査委員会を置く。

2 表彰審査委員会の運営については、別にこれを定める。

(表彰期日等)

第6条 表彰を受けるべき者は、毎翌年度速やかに決定し、管理者の定める日に表彰するものとする。ただし、特殊な表彰については、管理者が必要と認めるときに行うことができる。

(表彰状等)

第7条 被表彰者には、表彰状並びに記念品を贈るものとする。

(被表彰者の死亡)

第8条 被表彰者と決定した者が、表彰を受ける前に死亡したときは、表彰状及び記念品は、これを遺族に贈る。

(委任)

第9条 この条例施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年6月1日から適用する。

附 則 (昭和63年3月24日条例第3号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月27日条例第1号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（表彰及び感謝状の授与に関する経過措置）

3 この条例の施行の際現に在職する収入役及び副収入役に係る表彰及び感謝状の授与については、第2条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合表彰条例の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成21年2月27日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。